



緑区のシンボルマーク

緑区PR版



地域福祉計画

平成18～22年度

「区民一人一人が
手を結びあい、
心あたたまる
地域の活性化をめざし、
住みよいまちを創造していく」

千葉市

地域福祉計画とは？

以前は、「向こう三軒両隣」や「三世代同居」といった言葉が示すように、ご近所あるいは家庭内での人々の交流が盛んに行われていました。

ところが、近年、少子高齢化や核家族化の進展などにより、家族同士や地域で支え合う機能が弱まり、また、個人の価値観の多様化、ライフスタイルの変化、プライバシーへの配慮などから、身近な地域での交流や人々の結びつきが希薄になっています。

だから、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無に関わらず、市民誰もが安心して充実した生活を送るためには、お互いにコミュニケーションを深め、「地域で支え合う力」を高めていくことが一層大切なのです。

そこで、どうすれば、地域でのつながりを再びつくり、「地域で支え合う力」を高めていくことができるのか、その解決策こそが「**緑区地域福祉計画**」なのです！！

地域福祉計画は、こうしてつくられました。

緑区地域福祉計画は、身近な地域での様々な生活課題に対して、自分で出来ることは自分で行うこと（**自助**）、地域住民同士が支え合うこと（**共助**）を中心とした住民による参加・活動の計画です。

計画の策定に当たっては、支援を必要としている人、町内自治会、老人クラブなどの地域住民の方、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区部会、ボランティア、NPO等の社会福祉活動を行う方、社会福祉を目的とする事業者の方、学校など、幅広い分野から60名の区民のみなさんに参加いただきました。

この計画は、策定当初から多くの区民のみなさんの参加を得て、自ら課題を設定し検討を行ったもので、区民のみなさんから提案された身近な生活課題の解決策が盛り込まれています。



地区フォーラム では、地域での生活上の課題を抽出し、それに対応する福祉サービスの現状を踏まえて、自助(自分たちで出来ること)・共助(地域で出来ること)・公助(行政がやるべきこと)の視点から解決策の検討を行いました。



合同フォーラム で、4つの地区フォーラムにおける生活課題や解決策の共有を行うとともに、地域福祉計画の目的・内容・策定過程を区民に周知し、意見交換を行いました。



作業部会 で、各地区フォーラムの検討をもとに、計画案のとりまとめを行いました。



策定委員会 において、計画策定の作業方針を定めるとともに、計画案の検討・承認を行いました。

～ 地区フォーラムでは、様々な地域における課題について話し合われました。～

主な課題 地域のコミュニケーションについて

要支援者	対応が求められる具体的課題
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動の場を求め、外に出ようとするが、その場や情報を得るのに時間がかかったり、個人のニーズに合うものが少なく、人との相性問題で続かない。また、活動の場が近くにない場合は、移動手段が伴わない。 ・ ボランティア活動等で生きがいをつくりたい。
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子化や核家族化のため、集団生活の中で心を磨く機会が少なく、外に出ず家の中に引きこもるなど、人間関係の希薄化が進んでいる。 ・ 地域で子どもを育てる気運が減少し、地域の子ども会活動が衰退している。
障害者(児)	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツや文化活動など、障害者(児)と健常者の交流の機会が少ない。 ・ 障害者(児)、特に精神障害者やその家族のための地域での相談や生活支援の場がない。土日、夜間でも気軽に相談出来る場が必要。
家庭・母子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共働きの家族が増加し、子どもと接する機会が少なく、また、親中心の家族環境になりやすい。 ・ 核家族家庭で乳幼児・幼児の子育てに不安を感じている母親が多い。

主な課題 施設の活用について

要支援者	対応が求められる具体的課題
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近くに皆が気軽に寄り合いが出来る家、場所が必要である。 ・ ボランティアを行い社会に貢献したいと考えている高齢者に、情報を周知する必要がある。
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験的遊び・学びなど、パソコンゲームより楽しいことをもっとしてみたいが分からない。機会の充実が求められる。 ・ 高齢者や障害者(児)の方たちとのふれあいの機会を増やす必要がある。
障害者(児)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者が病気等のとき、施設への送迎や世話の助けが必要。 ・ 健常者とのふれあいの場としての共同作業が求められる。

主な課題 緊急時の対応について

対応が求められる具体的な課題		
要支援者	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者(寝たきり、一人暮らしの高齢者)の把握が出来ていない。 ・ 緊急時の連絡先・連絡方法が分からない。
	子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急避難所に落ち着いていられる場所が必要。
	障害者(児)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者(児)の特性に応じ、連絡方法を確立する必要がある。 ・ 障害者(児)の実態把握が出来ていない。
支援者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時に対応出来る地域内のボランティアの確保・連絡のあり方等の整備が必要である。 ・ 地域の中で緊急時に対する意識・関心の高揚が望まれる。 	

主な課題 身近な支援について

要支援者	対応が求められる具体的な課題
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通院、通所時の移動が困難。 ・ 生活関連(買物、掃除、洗濯、ゴミ出し、理容等)の支援。
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土曜日に勉強したいなど、学びの場の確保。 ・ 気軽にスポーツが出来る場を教えてくれる人が必要。
障害者(児)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通院、通所時の移動が困難である。
母子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てで悩んでいる。地域で話し合う人、場の確保が必要。 ・ 子どもルーム時間外の保育支援。

主な課題 交通対策

要支援者	対応が求められる課題
住民全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR、京成各駅にエレベーター、エスカレーターの整備。
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道で自転車走行出来るようにする必要がある。 ・ 通学路の安全確保(ガードレールの設置)。
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院・施設等の巡回マイクロバスの運行。
障害者(児)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点字ブロック、音声誘導システム、音声式信号が十分でない。 ・ 歩道上の障害物(放置自転車など)の撤去。

～地区フォーラムで出された課題を解決するため、提案された取り組みです。～

5つのキーワード（基本方針）と取り組み名

1 コミュニケーション
(交流・ふれあい・
社会参加)

～「向こう三軒両隣」この気持ちで人と人のつながりを大切にします。～

地域での交流、ふれあいの機会に対する希望の把握

家庭内で取り組むコミュニケーション

地域で取り組むコミュニケーション
福祉活動・学習を通じてのコミュニケーション

地域活動の活性化・相談機能の充実
コミュニケーション支援のネットワークづくり

2 施設の活用
(居場所・安らぎ・学び)

～「安らぎと学び」成就と達成感を高齢者、子ども、障害者(児)、支援者みんなで広げます。～

施設利用希望者実態把握

施設の受け入れ体制の把握

元気な高齢者への支援

要支援者のための支援

ボランティア活動

施設の活用の支援ネットワークづくり

基 本 理 念

区民一人一人が手を結びあい、心あたたまる地域の
活性化をめざし、住みよいまちを創造していく

3 緊急時の支援・対応
(安全・安心・安住)

～「安全・安心・安住」はみんな
で支援し、みんなですく
ります。～

家庭で取り組む

要支援者の実態把握

支援体制の整備

防災設備・訓練の充実

ボランティアの人材育成と組織化

身近な災害・犯罪被害の防止対策

公共機関との連携

緊急時の支援ネットワークづくり

4 身近な生活支援
(手伝い・助け合い・
声かけ合いの輪を)

～「困ったときは声をかけ
て」みんなで考え、みんな
で助け合います。～

日常生活支援

活動するための支援

要支援者の家族のための支援

相談・見守り

身近な生活支援の協力体制ネットワー
クづくり

5 交通対策
(気軽に便利に行動
を)

～「外出は心のオアシ
ス」一人でも気軽に出
かけられるために。～

家族による協力

地域住民による協力

実態把握

地域団体による移送サービス事業の検
討

交通バリアフリー化の促進

地域交通基盤ネットワークづくり

取り組みの具体的な内容です。

基本方針 1 コミュニケーション

<p>取り組み名 ()内は、要支援者</p>	<p>実施内容 = 解決策</p>
<p>地域での交流、ふれあいの機会に対する希望の把握 (高齢者、子ども、障害者(児))</p>	<p>ア 高齢者の希望 趣味の集まりや、旅行、学習会、おしゃべりの会、お茶飲みの会など、高齢者が、地域でどのような交流、ふれあいの機会、行事を望んでいるのか、高齢者の話によく耳を傾け、その希望の把握に努めます。</p> <p>イ 子どもの希望 スポーツ、学習、文化行事、お祭りなど、子どもたちが、地域でどのような交流、ふれあいの機会を望んでいるのか、その希望の把握に努めます。</p> <p>ウ 障害者(児)の希望 障害者(児)がどのような地域の行事に参加を望んでいるのか、健常者との交流、ふれあいの機会に気軽に参加出来るように、その希望の把握に努めます。</p>
<p>家庭内で取り組むコミュニケーション (住民全体)</p>	<p>ア お年寄りや両親の体験話を大切にしよう お年寄りや両親を尊敬する気持ちを大切に持とう。また、家庭のルールを守り、道徳を大切に、家族それぞれの立場を理解し合おう。</p> <p>イ 家族中心の食事の場を大切にしよう 食べられることの有難さを感じ、食事の手伝いを分担するなど、楽しい食事の雰囲気をつくるようにしよう。</p> <p>ウ 家族共通の話題を見つけよう、一緒にテレビを見よう 幼稚園、学校などでの子どもたちの生活の話に耳を傾けよう。また、両親が社会の出来事の正否を教えよう。 ただし、幼児、子どものテレビ視聴については、その功罪に配慮し、幼児は出来るだけ視聴を避け、子どもは親子で話し合っ て視聴するようにしよう。 また、テレビについて親子の話し合いの機会を持とう。</p>

<p>地域で取り組むコミュニケーション (高齢者、子ども、障害者(児))</p>	<p>ア 老人つどいの家の活用 趣味の集まりやレクリエーションを通じて、個人や地域の問題、悩みなどを出し合い、聞き合う場としても機能するよう努めます。</p> <p>イ いきいき・ふれあいサロンの拡充 外に出られない人、出たくない人のために、ふれあい・いきいきサロンを個人宅でも行っていきます。これらの高齢者たちが、環境を整えば外に出て、活動出来るようになることを目標とします。</p> <p>ウ 地域の行事に参加しよう お祭りや、運動会など、地域で行う行事へ積極的な参加を呼びかけ、古くから住んでいる人は地域を育て、新しく住み始めた人にとっては、地域を知る機会づくりとします。</p> <p>エ 地域でのバザーやスポーツ会、朝市の開催 日常では、接する機会の少ない住民同士、または、健常者と障害者(児)や高齢者の交流の機会として、地域でバザーやスポーツ会、朝市などを開催するように努めます。さらに、地域企業の参加を勧めていくよう努めます。</p> <p>オ 子ども会で集団生活の決まりを学ぼう 異年齢の子どもたちが集まる子ども会に積極的に参加し、決まりを守ること、一つのことに向かってみんなで助け合って物事を成し遂げることの楽しさ、我慢を学びます。(自我と自制心の育成)</p> <p>カ ふるさとの文化行事を通して先人の業績を学ぼう 地域に伝わるお囃子、お神楽、伝承遊び等を通して、行事と生活、祈り、文化、先人の生き方を学んで、現代生活にいかすことの大切さを知ろう。</p> <p>キ 核家族家庭の子育て不安を解消 子育て不安解消のため幼稚園、保育所(園)が、定期的に地域の母親との話し合う機会や、土曜日、日曜日の園庭開放による遊びの場の提供に努めます。</p>
--	---

<p>福祉活動・学習を通じてのコミュニケーション (高齢者、障害者(児))</p>	<p>ア 障害者(児)がすすんで参加出来る行事 運動会や子ども会の行事、敬老会の行事に障害者(児)が気軽に参加出来る内容を盛り込んで、障害者(児)との交流を図り、障害者(児)を理解する心を育てます。</p> <p>イ シンポジウムの開催 障害者(児)やその家族の生の声を聞く機会を設け、地域住民の心のバリアフリーを進めていくよう努め、また、高齢者や障害者(児)などの介護にあたった家族の体験談を聞く機会を設け、理解を深めていきます。</p> <p>ウ 地域間交流の機会をつくる 高齢化が進んだ地域で生じた問題が、若年層地域において、将来再発しないようにするため、常に地域間の情報交換・学習の機会を持つよう努めます。</p>
<p>地域活動の活性化・相談機能の充実 (住民全体)</p> <p>コミュニケーション</p>	<p>ア 老人クラブの活性化 高齢者が、レクリエーションや社会奉仕活動を通じながら友達づくりの輪を広げ、生きがいをもって生活していけるよう、老人クラブの結成に努め、また、既存の地域においても、活動内容を充実させ、新規の加入を促進するとともに、後継者の育成にも努めていきます。</p> <p>イ 子ども会の活性化 住民が、「子どもは地域で育てる」という意識をもち、子ども会の活動に積極的に参画し、遊びや学びの活動内容を充実させ、新規の加入を促進していきます。</p> <p>ウ 町内自治会の活性化 会報誌の発行など積極的なPRに努め、地域福祉活動への関心を高めて、町内自治会への積極的な参加を促進していきます。</p> <p>エ よろず相談 町内自治会、民生委員・児童委員、社協地区部会等が協力・連携し、地域の身近な相談窓口の設置を図ります。</p> <p>オ 既存の交流の場における相談 サロンなどの地域における身近な交流の場が、相談の場としても機能するようにします。</p> <p>カ 精神障害者の相談の場の設置 精神障害者の精神的な不安や悩み事を解消するための「地域生活支援センター」の設置が望まれます。</p> <p>ア 組織化</p>

<p>支援のネットワークづくり</p>	<p>地域での行事など、コミュニケーションの活性化を図るため、地区の住民、団体など、地区ごとに構成メンバーを選出し、協力体制ネットワークづくりを図ります。</p> <p>イ 活動 地域の住民（高齢者、子ども、障害者(児)など）の声を取り入れ、地域住民の希望が活かされるコミュニケーションの機会づくりに努めます。</p> <p>ウ 環境整備 行政を含めて、町内自治会、社協地区部会、老人クラブ等、既存の組織の活動上の問題点を掘り起こし、それぞれの機能が発揮しやすい環境整備を図ります。</p>
---------------------	---

基本方針 2 施設の活用

<p>取り組み名 ()内は、要支援者</p>	<p>実施内容 = 解決策</p>
<p>施設利用希望者実態把握 (高齢者、子ども、障害者(児))</p>	<p>ア 医療・介護支援 地域の高齢者が、身体がどのような状態で、どのような医療、または医療施設を必要としているのか、その状況把握に努めます。 地域の要介護高齢者が、身体がどのような状態で、どのような介護、または介護施設を必要としているのか、その状況把握に努めます。</p> <p>イ 障害者(児)施設支援 地域の障害者(児)が例えば、作業訓練所、技能習得施設など、どのような施設を利用したいのかその実態の把握に努めます。</p> <p>ウ 学び、趣味、つどいの支援 地域の人々が、公民館、いきいきプラザ、コミュニティセンター、町内自治会の集会所、つどいの家等を利用して、どのような活動を行いたいのか、その希望の把握に努めます。</p>

<p>施設の受け入れ体制の把握 (高齢者、子ども、障害者(児))</p>	<p>ア 施設受け入れ体制とその内容、活動</p> <p>地域の医療機関、介護施設などが、どのようなサービス(診療科目、病床数、介護サービスなど)を行っているのか、また、地域住民の利用希望に対し、実際に地域の施設(学校、幼稚園、保育所(園)、託児所、公民館、図書館、いきいきプラザ、コミュニティセンター、運動場など)がどのような利用状況にあるのか、また、サービスを行っているのか、その状況の把握に努めます。</p> <p>町内自治会集会所、老人つどいの家を利用・活用してどのような内容のサービスを行っているのか、また運営の方法などについて、状況把握に努めます。</p>
<p>元気な高齢者への支援 (元気な高齢者)</p>	<p>ア つどいの支援</p> <p>町内自治会の集会所やつどいの家を活用して、地域の高齢者同士や健常者と障害者、世代を越えた交流の場づくりをめざします。</p> <p>イ 元気な高齢者によるボランティアの支援</p> <p>元気な高齢者が、ボランティア活動を気軽に行える場の提供及び情報の発信に努めます。また、講師として、長年の技術や知識、経験を生かすことの出来る講演会などの場や情報の提供に努めます。</p>
<p>要支援者のための支援 (高齢者、子ども、障害者(児))</p>	<p>ア 施設の紹介・運営</p> <p>要支援者の希望に応じ、病院や入所・通所施設の紹介や、施設との連絡の支援に努めます。</p> <p>つどいの家や自宅を開放し、つどいや交流の場として運営、またその情報提供に努めます。</p> <p>ふれあい食事サービスなど、地域の行事などへの参加を呼びかけます。</p>

	<p>イ 子どもたちの学び、体験の支援 公民館などの施設における学び、体験カリキュラムの紹介を行います。また、子どもたちの学び、体験（里山めぐり、史跡探訪、伝承遊び、科学実験、野外料理など）の希望を聞き、参加につなげる支援を行います。</p> <p>子どもたちが、図書館で情報収集（情報検索、資料収集とまとめ）を行う際の支援を行います。</p> <p>野球、サッカー、バスケットボール、歩け歩けなどスポーツ行事の企画を行い、広く参加を呼びかけます。</p> <p>ウ 障害者(児)自立への支援 共同体験、交流事業、カリキュラムの作成 手話教室、介護体験などのカリキュラムを作成し、健常者との共同体験、交流に対する学習の充実が必要とされます。</p> <p>地域行事への積極的参加、呼びかけ 子ども会、盆踊り、地域運動会、敬老会など、地域で行う行事等への積極的な参加を呼びかけます。</p>
<p>ボランティア活動 （高齢者、子ども、障害者(児)）</p>	<p>ア 運営管理協力の支援 ボランティアで町内自治会集会所など施設の用具の管理を行います。</p> <p>イ 施設を使つての運動、イベントの支援 ボランティアで体育、演劇、音楽、サークル活動、バザー等、施設を活用した様々なイベントに対し、企画、運営に協力していきます。</p>
<p>施設の活用の支援ネットワークづくり （高齢者、子ども、障害者(児)）</p>	<p>ア 各地域団体とのネットワークの構築 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内自治会の役員、身体障害者相談員、公民館、図書館、いきいきプラザ、保健所、青少年育成委員等による既存施設利用に関するネットワークを構築します。</p> <p>イ 情報提供 情報誌の発行 地域の施設利用に関する情報誌の発行を図ります。</p> <p>国、県、市等の施設案内 各地域の施設を見学し、その情報の提供に努めます。</p>

基本方針3 緊急時の支援・対応

<p>取り組み名 ()内は、要支援者</p>	<p>実施内容 = 解決策</p>
<p>家庭で取り組む (高齢者、子ども・障害者(児))</p>	<p>ア 緊急時に備える 日常から避難場所の確認や防災用品の準備をしておきます。 寝たきりや、一人暮らしの高齢者の緊急時に備え、緊急通報装置の設置や、安心電話を活用します。</p> <p>イ 向こう三軒両隣の意識 日常から近隣住民との交流を図り、緊急時にはお互いに助け合える関係をつくりましょう。</p>
<p>要支援者の実態把握 (高齢者・障害者(児))</p>	<p>ア 実態把握 町内自治会、民生委員・児童委員協議会など、地域の機関が協力して、緊急時に支援を要する高齢者、障害者(児)などの実態把握に努めます。 プライバシーには十分な配慮が必要と思われれます。</p> <p>イ 避難場所 緊急時に、「誰が、誰を、誰と、どこへ、どのように」避難場所まで誘導すればよいか確認をしておきます。</p>
<p>支援体制の整備 (高齢者、子ども・障害者(児))</p>	<p>ア 計画・立案 地域ごとに連絡網の作成に努め、緊急時に迅速な情報伝達や救助・避難誘導が行えるよう支援体制の整備をすすめ、また、要支援者のマップの作成に努めます。</p> <p>イ 情報伝達 避難場所を確認するためのチラシ等は、障害者(児)や高齢者など、要支援者に応じて、目・声でわかる伝達と応答の仕組みをつくり、地域住民に周知徹底を行っていきます。</p>
<p>防災設備・訓練の充実 (高齢者、子ども(寝たきりの高齢者・一人暮らしの高齢者))</p>	<p>ア 自主防災組織の組織化の促進 地域における自主防災組織の組織化を促進し、食料や、備品の備蓄を進めます。</p> <p>イ 防災設備の整備 避難場所の設備(トイレ(障)、車椅子、水、食料、ベッド、防寒具、毛布、バスタオル、ミルク、医薬品、炊き出し器具、発電機等)の整備に努めます。</p> <p>ウ 防災訓練の充実</p>

	<p>緊急時防災の基礎訓練の実施を行います。また、火災警報装置、文字放送受信機器、消火器など、防災訓練のための備品の整備に努めます。</p> <p>エ 防災知識の普及</p> <p>防災キャンペーンを行うなど、広報活動を充実し、地域住民の災害知識の普及に努めます。</p>
ボランティアの人材育成と組織化 (地域住民)	<p>ア 組織化</p> <p>救護所における支援の内容(炊き出し、食料配布、救援物資の仕分け・輸送など)を整理し、医療・看護ボランティアの受け入れ体制や組織化を検討します。</p> <p>イ 確保</p> <p>災害時における高齢者、障害者(児)及び子どもの心のケアを行う心理カウンセラーや手話通訳者などの確保に努め、災害時におけるボランティア参加者の人材登録をすすめます。</p> <p>ウ 育成</p> <p>地域の中で災害時におけるボランティア人材の育成に努めます。</p>
身近な災害・犯罪被害の防止対策 (高齢者、子ども・障害者(児)・住民全体)	<p>ア 身近な災害、犯罪被害の防止対策</p> <p>防犯パトロール隊を組織し、地域住民に対し、声掛けや犯罪に対する注意を喚起し、犯罪の未然の防止に努めます。また、遊歩道・公園等に街路灯・防犯灯などの設置に努めます。</p> <p>イ 広報活動</p> <p>商店、新聞配達員、郵便局員等への協力依頼もすすめながら、犯罪被害防止のためのポスター等による広報活動を行います。</p>
公共機関との連携	<p>ア 公共機関との連携</p> <p>災害時に備え、日常より、日本赤十字社、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会の連携強化に努めます。</p> <p>イ 医療機関との連携</p> <p>各医療機関との連携にも努めます。</p> <p>ウ 各ボランティア活動団体との連携</p> <p>さらに、各ボランティア活動団体との連携に努め、災害時に備えます。</p>

<p>緊急時の支援ネットワークづくり (地域住民)</p>	<p>ア 組織化 地区ごとに事務所の設置をすすめるとともに、コーディネーターの配置に努めます。事務所は町内自治会の集会所のほか公共施設を利用し、電話、ファックス、コピー機、パソコン等の事務機器の整備に努めます。</p> <p>イ 構成メンバー・活動 構成メンバーは、社協地区部会、町内自治会など既存のネットワークの横のつながりを重視し、定期的会合を開き、緊急時における地域の課題やその解決策について話し合います。</p>
-----------------------------------	--

基本方針4 身近な生活支援

<p>取り組み名 ()内は、要支援者</p>	<p>実施内容 = 解決策</p>
<p>日常生活支援 (高齢者、障害者(児))</p>	<p>ア 生活関連支援 買物、掃除、洗濯、布団干し、庭の草取り、ゴミ出しなどの日常の家事を行うことが困難な高齢者や障害者(児)に対し、家事支援を行います。また、簡単な血圧測定や散歩など健康増進活動についても支援します。</p> <p>イ 通院・通所支援 一人で病院や福祉施設へ出向くことが困難な方に対し、送迎などの支援を行います。</p> <p>ウ 日曜大工 住宅の簡単な補修など、日曜大工的な支援を行います。</p>
<p>活動するための支援 (子ども、障害者(児))</p>	<p>ア 障害者(児)の手づくり製品の展示、即売支援 地域住民などが社協地区部会、町内自治会、関連施設などと協力して、定期的にバザーを開催し、障害者(児)の手づくり製品などの展示、即売を行うことを支援します。</p> <p>イ 子ども会活動支援 青少年育成委員会や町内自治会、学校などと協力して地域の子ども会の活動を支援します。</p>

	<p>ウ 学び・遊びの支援 土曜日、日曜日など、学校が休日の場合に、子どもたちの学習の支援を行います。また、遊び方を教えるなど、地域の子どもたちの健全な育成に対する支援を行います。</p> <p>エ コミュニケーション支援 障害者(児)の活動に必要なコミュニケーション確保のため、手話、要約筆記、点訳などのサービス提供・拡充に努めます。</p>
<p>要支援者の家族のための支援 (子育て中の親、障害者(児)や高齢者を介護している家族)</p>	<p>ア 乳幼児の一時預かり支援 親が、不意の用事やどうしてもやりたいことがある場合に、育児経験のある近所の人々などが乳幼児を預かるなど、子育て中の親の支援を行います。</p> <p>イ 障害者(児)の家族の支援 障害者(児)の外出などを介助し、その家族に一時的な休息あるいは用事を済ませる時間を提供出来るよう努めます。</p> <p>ウ 時間外の保育支援 子どもルームや保育所の時間外に、子どもを預かるなどの支援を行います。</p>
<p>相談・見守り (高齢者、子ども、障害者(児)、母子)</p> <p>身近な生活支援の協</p>	<p>ア 見守り 郵便局や新聞販売店などとも協力して、電話や訪問により、単身の高齢者や高齢者のみの家庭の安否確認を行います。</p> <p>イ 子育て相談 子育て経験者などが、子育て中で育児に不安を持つ母親、若い夫婦の相談に応じ、アドバイスを行っていきます。</p> <p>ウ 相談会・講習会の開催 発育、発達、躰など子育てへの不安感、負担感、悩みを解消するために、専門カウンセラーやアドバイザーを招へいし、相談会・講習会を開催するよう努めます。</p> <p>エ まちの安全点検 安全で住みよいまちづくりのために、住民みんなが意識を持って、まちの安全点検を行い、不具合箇所の改善を行います。また、福祉マップの作成を図り、地域における福祉関係の情報の利便性向上に努めます。</p> <p>オ 不登校児に対する相談・学習支援 カウンセラーやアドバイザー及び学校とも連携を図り、不登校児に対する相談・学習支援体制の整備に努めます。</p> <p>ア 組織化と活動</p>

力体制ネットワークづくり	<p>地区ごとに構成メンバーを選出し、身近な生活支援のための、協力ネットワークを組織化、活動を展開します。</p> <p>イ 活動分野別の総合支援ネットワークの構築 住民、社協地区部会、町内自治会などの地域団体、ボランティア、学校、保健・医療機関、公的機関等の組織の横のつながりの構築を図ります。</p> <p>ウ ボランティア及びコーディネーターの養成 支援を行うスタッフ（ボランティア）の専門知識及び技術のレベルアップと専門機関への橋渡しができる人的支援を確保に努めます。</p>
--------------	--

基本方針５ 交通対策

取り組み名 ()内は、要支援者	実施内容 = 解決策
家族による協力 (高齢者、子ども、障害者(児))	<p>ア 移動手段の提供 まずは、家族による協力が何よりも不可欠です。外出したくても、自力では出られず、家族に助けてもらいたくても、忙しいからと、家族に遠慮しているケースも多いようです。身近な家族で協力をしましょう。</p>
地域住民による協力 (高齢者、子ども、障害者(児))	<p>ア 移動手段の提供 地域住民が、高齢者、子ども、障害者(児)の移動に協力するよう努めます。 ただし、移送を行う場合、万一の事故にあった際の保障制度の整備が求められます。</p>
実態把握 (高齢者、子ども、障害者(児))	<p>ア 要支援者の実態把握 各町内自治会で、高齢者、子ども、障害者(児)の交通手段に対する利用希望状況の把握に努めます。</p>

<p>地域団体による移送サービス事業の検討 (高齢者、子ども、障害者(児))</p>	<p>ア 地域団体による移送事業サービス NPO、ボランティア団体、社協地区部会などによる会員制や福祉有償運送などの形態による移送サービスの導入を検討します。</p> <p>イ 諸経費、交通事故対策 移送サービス事業にかかる維持、運営のための諸経費の確保、交通事故等対策、保険の加入について検討します。</p>
<p>交通バリアフリー化の促進 (高齢者、障害者(児))</p>	<p>ア 公共交通機関のバリアフリー化 駅舎等のエレベーター、エスカレーターの設置に努めます。 ノンステップバスの導入・整備に努めます。</p> <p>イ 歩道等のバリアフリー化 だれもが安全・安心に通行出来るよう、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置などを推進します。 歩道上の障害物(放置自転車、たて看板など)の解消に努めます。</p>
<p>地域交通基盤ネットワークづくり (地域住民)</p>	<p>ア 組織化 地区ごとに構成メンバーを考え、その選出と組織化を行います。</p> <p>イ 活動 住民の声として、行政側に交通課題の改善策を提案していきます。</p> <p>ウ 行政の役割 住民の声を受け、例えば、事業者に対し、バス路線の見直しなどの協力を求めています。</p>

計画の推進に向けて

計画の実現には地域の力を結集することが必要です。

地域に住む皆さんの参加をベースに、それぞれが役割をもって課題解決に取り組み、お互いが連携を図って緑区全体の福祉力を上げることが必要です。

行政の支援

行政は、地域の取り組みを支援するとともに、地域福祉推進のための基盤づくりを行います。

担い手として期待される主な役割

個人、家庭、近隣住民

- ・ 日常的なあいさつの励行
- ・ 家族や家庭の中からはじめる福祉意識の醸成
- ・ 自らのネットワークを活用した交流、情報、相談活動
- ・ 地域福祉活動への積極参加

.....など

町内自治会、民生委員・児童委員、福祉関連施設など

- ・ 町内自治会活動の活性化
- ・ 有効なサポーター（ボランティア等）の発掘

- ・ 自治会館、集会所等の有効活用
- ・ 福祉活動推進員（社協地区部会）との連携
- ・ 民生委員・児童委員の活動推進
- ・ あいさつ運動等の促進
- ・ 福祉関連施設の地域交流の促進、設備、マンパワー、ノウハウの活用

.....など

社会福祉協議会（市社協、区事務所、地区部会）

- ・ 区事務所の体制強化

- ・ 福祉施設、福祉関連企業、NPO・市民活動団体等への協会員加入の促進

- ・ 区単位の連絡協議会等の設置による各団体間の連携の強化
- ・ 市民活動への相談・活動支援

.....など

千葉市

- ・ 緑区地域福祉計画の進行管理
- ・ 市民活動・ボランティア活動への支援
- ・ 高齢者、障害者、児童等の個別計画等との有機的な連携
- ・ 行動や参加に制限のある方を含む全ての市民が、望む暮らしを実現するための施設、設備、仕組みの整備
- ・ 学校、公民館、福祉施設等の公的施設の地域開放

.....など

区地域福祉計画推進協議会の設置

緑区地域福祉計画の円滑な推進を図るため、平成18年4月に「緑区地域福祉計画推進協議会」を設置します。

同協議会は、区計画に関する情報の拠点として、情報交換を通じて計画に基づく取組の成果を共有しながら、課題の把握や今後の取組についての議論を行うほか、関係者間の連絡調整などを行います。

- ・ 区の地域福祉計画の取り組み状況の把握
- ・ 地域福祉の活動団体間の情報交換、連絡調整
- ・ 行政機関や社会福祉協議会との連絡調整
- ・ 区の地域福祉計画に関する広報

.....など

委員は、地域住民（公募）、町内自治会、民生委員・児童委員、社協地区部会、老人クラブ、NPO、ボランティア団体、社会福祉事業者などから幅広く選定しています。

<メモ>

- この冊子はPR版（概要版）です。さらに詳しく知りたい方は、千葉市のホームページなどをご利用ください。
- このPR版は、地域福祉計画を推進するための資料です。説明会などで使用される場合などは、「保健福祉総務課」又は「緑保健福祉センター保健福祉サービス課」までご連絡ください。

問い合わせ先

千葉市役所 保健福祉局保健福祉総務課 計画調整班

電 話 043 - 245 - 5158

F A X 043 - 245 - 5546

電子メール somuHW-kc@city.chiba.lg.jp

緑保健福祉センター 保健福祉サービス課 保健福祉総合相談窓口

電 話 043 - 292 - 8142

F A X 043 - 292 - 8276

緑区地域福祉計画（PR版）

発 行 平成18年3月

改 訂 平成19年4月

編集・発行 千葉市 保健福祉局 保健福祉総務課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1





R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています



エコインクを使用しています